

「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和8年10月）」新旧対照表

改正後	現行
（森林整備保全事業編） 第1編～第2編　[略] 第3編　森林土木工共通編 第1章　土工　[略] 第2章　無筋・鉄筋コンクリート 第1節～第4節　[略] 第5節　運搬・打設 3-2-5-1～3-2-5-8　[略] 3-2-5-9　養生 1．一般事項　[略] 2．湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表　3-2-3　を目安とする。 表 3-2-3 [略] 3～4　[略] 第6節～第8節　[略] 第9節　寒中コンクリート 3-2-9-1～3-2-9-2　[略] 3-2-9-3　養生 1～4　[略]	（森林整備保全事業編） 第1編～第2編　[略] 第3編　森林土木工共通編 第1章　土工　[略] 第2章　無筋・鉄筋コンクリート 第1節～第4節　[略] 第5節　運搬・打設 3-2-5-1～3-2-5-8　[略] 3-2-5-9　養生 1．一般事項　[略] 2．湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。<u>養生期間</u>、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表　3-2-3　を目安とする。 表 3-2-3 [略] 3～4　[略] 第6節～第8節　[略] 第9節　寒中コンクリート 3-2-9-1～3-2-9-2　[略] 3-2-9-3　養生 1～4　[略]

「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和8年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
5. 養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中の温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表 3-2-4 の値以上とするのを標準とする。 なお、表 3-2-4 の養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリート温度を0℃ 以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表 3-2-3 に示す期間も満足する必要がある。 表 3-2-4 [略] 第10節～第13節 [略] 第3章 [略] 第4編～第6編 [略]	5. 養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中の<u>コンクリート</u>の温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表 3-2-4 の値以上とするのを標準とする。 なお、表 3-2-4 の養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリート温度を0℃ 以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表 3-2-3 に示す期間も満足する必要がある。 表 3-2-4 [略] 第10節～第13節 [略] 第3章 [略] 第4編～第6編 [略]